

## 政策10 住民自治と協働の推進

### 施策26 住民自治と地域活動の推進

#### 現況と課題

まちはコミュニティの集合であり、その構成員である個人や家庭による連帯や互助により、住みやすく安心した生活が営まれます。しかしながら、人口が減少し、核家族化の進展や生活の多様化、価値観の変化などによって、地域を支える人材が不足し、生活の安全・安心をはじめ、地域活動を展開していくための“コミュニティ力”の低下が進んでいます。

本市においては、地域における共同活動の母体となる自治会が全ての地区で組織されており、平成25年度から地区活動推進交付金制度を設け、各区の活動を支援しています。

しかしながら、区の役割や活動自体が必ずしも住民や市外からの転入者に十分に認知されていないことなどから、区への加入世帯が年々減少しており、また区長や地区役員などの担い手の高齢化など、自治活動が困難な地域が生じ始めています。

今後は、自らの地域は自らが創るという考えのもと、住民一人ひとりがまちづくりへの参画意識を高めるとともに、交付金制度の効果的な活用などにより、住民自治と地域の活動を促進していく必要があります。

#### ◆目標指標

指 標	現 況	目 標
区への加入率 (地区加入世帯数/住民基本台帳世帯数)	76.23% (R1)	77.0%

## 主な施策

施策名	内容
1 自主的な地域活動の促進	<p>①自治組織である「区」への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民の自治活動の単位となる「区」の活動を支援し、地域の連帯、相互扶助の力を養い、防犯・災害等に対する地域の仕組みづくりを進めます。</li> <li>区への加入率向上のため、あらゆる機会を通じて区の必要性を未加入者に広報していきます。</li> </ul> <p>②地域で支えあう活動の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域自らが地域を守り、支えあう組織づくりの育成と持続ある活動の構築に向け支援します。</li> <li>大学等と連携し、地域住民と学生との共同活動により、地域課題の洗い出しや地域ビジネスのきっかけづくり等、地域の良さの再発見に向けた取り組みを進めます。</li> </ul> <p>③人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域活動の担い手対策として、地域やNPO法人等と連携した移住促進に取り組み、新たな人材を確保します。</li> </ul> <p>④遊休施設を活用した地域活動の拠点づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧校舎等の利活用について、住民と協働し、利活用プランを検討しながら、それぞれの地域に合った活動拠点の創出を支援します。</li> </ul>
2 多様な市民活動の展開	<p>①市民活動を担う人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種養成講座や市民向け協働セミナー等の開催情報を広報やホームページを通じてお知らせし、市民活動を担う人材の発掘・育成と協働意識の普及啓発を図ります。</li> </ul> <p>②公益活動団体との連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多様な地域ニーズに応えるため、ボランティア団体、NPO法人等が企画し実施する事業等への支援に努めます。</li> </ul>



## 施策27 人権が尊重されるまちづくり

### 現況と課題

豊かで平和な社会を築くためには、性別・国籍・世代を超え、障害の有無に関わらず私たち一人ひとりが人権意識を高め、人権尊重のための積極的な取り組みを進めていくことが必要です。また、地域力を高めていくには、女性の意見を政策や方針の企画・立案の過程で反映することは暮らしやすい地域社会を形成するうえで極めて重要ではありますが、現状の社会では性別による差別的取り扱いや意見形成における男女の参画格差など依然として課題が多く、一層の努力が求められています。

本市においては、平成19年度に「四万十市人権施策基本方針」を定めるとともに、人権尊重の社会づくりに関する市及び市民の責務と人権施策の推進事項を定めた「四万十市人権尊重の社会づくり条例」の制定及び「四万十市人権施策行動計画」を策定し取り組んでいます。

また、平成30年3月改定の「第2次四万十市男女共同参画計画」では「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として位置付けるなど、積極的に取り組むこととしています。

しかしながら、人権の問題については必ずしも市民の共通意識が十分に形成されているとは言えない面も見受けられます。また、男女共同参画においても地域福祉や地域防災などの活動に対してさらなる取り組みが必要であり、今後とも市民全員参加型の考え方のもと推進していく必要があります。

### ◆目標指標

指 標	現 況	目 標
地域活動の中で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	35.3% (H28)	40%
職場で男女の地位が平等であると思う人の割合	35.1% (H28)	40%
社会全体において男女の地位が平等になっていると思う人の割合	18.0% (H28)	30%
社会の習慣やしきたりなどにおいて男女が平等になっていると思う住民の割合	12.9% (H28)	25%
育児休業取得率	男性 1.5% (H28) 女性 19.5% (H28)	男性 5.0% 女性 25.0%
本市管理職員に占める女性の割合	15.4% (H31)	35%
女性の審議会等登用率	30.4% (H28)	35%

### 関 連 計 画

名 称	策 定 年	計 画 期 間
人権施策行動計画	H26	H27～R2
男女共同参画計画（しまんと男女共同参画プラン）	H30	H30～R9

## 主な施策

施策名	内容
1 人権の尊重	<p>①人権教育と啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 学校教育や生涯学習を通じ、人権問題の学習機会を充実するとともに、医療、福祉などの各種事業所や市職員・教職員などの研修を通じて人材育成を図り、人権教育の一層の充実を図ります。</li> <li>• 関係機関と連携し、人権問題の啓発を図り、市民意識の向上に努めます。</li> </ul> <p>②人権尊重社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• ドメスティックバイオレンス・セクシャルハラスメント等への対応や、子ども、高齢者、障害者への虐待等の未然防止と早期発見に向け、関係機関と連携した相談・支援体制の充実を図ります。</li> <li>• 市民の通報義務や通報窓口など、広報等で制度の周知に努め、虐待防止につなげます。</li> </ul>
2 男女共同参画の促進	<p>①男女共同参画意識の啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 男女の固定的な性別役割意識の解消など、男女共同参画意識の形成を図るため、広報などによる啓発活動に努めるとともに、学校教育の場や各種講座の開催により男女平等教育・学習を推進します。</li> </ul> <p>②社会参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 災害時の避難所の運営等、あらゆる場面において、女性の視点や意見を活かした取り組みを促進します。</li> <li>• 市の政策・方針決定や施策立案の場である審議会や委員会等、市の附属機関への女性委員の参画を促進します。</li> </ul>



## 施策28

## 協働の推進

### 現況と課題

まちづくりの課題が多様化・複雑化していく中で、住民、行政等がそれぞれの役割を發揮し、“協働”して課題を解決していくことが求められています。また、住民のボランティアやNPO法人の活動への関心は高まりつつあり、参加機会の充実も求められています。そのためには、まちづくりに関する様々な情報をわかりやすく適切に伝え、みんなでまちづくりの問題を共有していくことが重要です。

本市においては、市民参加型のまちづくりを推進するために、「広報しまんと」を毎月発行するとともに、市公式ホームページでは、関係諸団体にもリンクを行い、コンテンツの充実にも努めているほか、公式Facebookによる身近な情報発信も行っています。さらに、市民の声を反映させるため、平成24年度より「ご意見箱」を市役所本庁・総合支所に設置し、市民の声が届きやすい仕組みづくりを進めています。

しかしながら、まちづくりの課題や市民ニーズが多様化・複雑化しており、行政主導のサービスだけでは、住民ニーズに対応できてない状況にあります。

これからのまちづくりは、“新しい公共（※）”とも言われ、市民やボランティア、NPO法人等の市民の力が非常に重要となってきます。このため、行政も地域の課題を共有のうえ、その解決に向けた横断的な支援方法を検討するなど、さらなる協働体制の確立強化に取り組んでいく必要があります。

#### ※新しい公共

公共サービスを「行政」だけでなく、市民、NPO法人、企業等が提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動を指す)

#### ◆目標指標

指 標	現 況	目 標
移住組数（NPO法人経由）	31組／年（H30）	35組／年
移住者の受入体制整備集落数	4地区（H30）	10地区
地域移住サポーター数	20人（H30）	30人
市ホームページ・Facebook年間アクセス件数	687,289件（H30）	785,000件
ふるさと応援団員数	3,212人（H30）	4,400人

## 主な施策

施策名	内容
1 市民参画機会の拡充	<p>①計画や制度づくりへの市民参画機会の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種計画策定にあたり、審議会などにおける公募委員の登用推進、懇談会や市民ワークショップ、計画案へのパブリックコメントの実施など、政策形成に向け、市民の参画機会を拡充します。</li> <li>市のホームページを活用した、市民意識調査やパブリックコメントへの参加等、いつでも誰でも参加しやすい体制づくりを進めます。</li> </ul> <p>②市民活動を担う人材育成</p> <p style="text-align: center;"><b>【再掲：施策26 住民自治と地域活動の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種養成講座や市民向け協働セミナー等の開催情報を広報やホームページを通じてお知らせし、市民活動を担う人材の発掘・育成と協働意識の普及啓発を図ります。</li> </ul> <p>③公益活動団体との連携の推進</p> <p style="text-align: center;"><b>【再掲：施策26 住民自治と地域活動の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多様な地域ニーズに応えるため、ボランティア団体、NPO 法人等が企画し実施する事業等への支援に努めます。</li> </ul>
2 広報・広聴活動の充実による情報共有	<p>①市ホームページの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民が知りたい情報をよりわかりやすく的確に伝えるための内容の充実と、障害者や外国人にとっても利用しやすい環境充実に努めます。</li> <li>SNS（※）等の有効活用を図り、特産品、観光情報等、四万十市の積極的なPRを強化します。</li> </ul> <p>②広報誌の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民の誰もが、読みやすくわかりやすい誌面づくりに努めます。</li> </ul> <p>③ふるさと応援団を活用した四万十市の情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ふるさと応援団のさらなる団員募集を図るとともに、団員を介した四万十市の情報発信に努めます。</li> </ul>

※ SNS

ソーシャルネットワーキングサービスの略（TwitterやFacebookなど）

## 政策11 行財政の運営

### 施策29 効果的な行財政運営

#### 現況と課題

自治体を取り巻く行財政環境はますます厳しくなっています。誰もが安心して安全で、活力ある生活を送ることができるまちづくりを進めていくためには、健全で持続可能な行財政基盤を確立することが必要です。

本市においては、「人材育成基本方針」を策定し、人材育成環境の整備、職員研修の充実、人材育成体制の整備に取り組んでいます。また、行政改革にも取り組み、職員定数の削減や給与制度の改革等、一定の成果をみることができ、平成27年度を初年度とする「第2次四万十市行政改革大綱」に沿い、さらなる効率的・効果的な行政運営に努めることとしています。

今後とも、各種施策・事業の必要性や優先度などを検証し、選択と集中による効率的・効果的な行政運営がさらに求められます。また、事務・事業や公共施設の統合再編・維持管理等の在り方を整理するとともに、自主財源の安定確保や、国・県の補助金、有利な地方債の活用にも努め、これまで以上に財政健全化を図りつつ、効率的な事業展開を図っていく必要があります。

#### ◆目標指標

指 標	現 況	目 標
市税徴収率	97.9% (H30)	98.5%
実質公債費比率	11.1% (H30)	18.0%以内
職員研修の参加率	—	100%

#### 関 連 計 画

名 称	策 定 年	計 画 期 間
行政改革大綱	H26	H27～R3

## 主な施策

施策名	内容
1 効率的な行政運営	<p>①まちづくりを担う人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員の政策形成能力や問題解決能力、市民や団体間の調整（コーディネート）能力などを高める職員研修の充実を図ります。また、職員の自主的な研究会など自己研鑽の機会拡充を支援します。</li> </ul> <p>②組織・機構の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>組織マネジメント機能を重視したうえで、簡素で事務効率重視の体制へ見直していきます。</li> </ul> <p>③公共施設の再編の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の厳選を図り、廃止や類似する公共施設の整理統合などに向け、調整を図ります。</li> </ul>
2 健全な財政運営	<p>①事務事業の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政運営の改善・改革に関する職員提案や徹底したアウトソーシングと、民間と類似競合する事業からの撤退も含め、事務事業の効率化を図ります。</li> <li>事務事業の見直しとあわせて、定員管理計画の策定と給与の適正化を着実に進行していきます。</li> </ul> <p>②地域活性化による自主財源の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地場産業の振興や新産業創出、企業立地・企業誘致の促進による若者の雇用の場の確保、定住の促進など、地域活性化の取り組みを重点的に進め、自主財源の安定確保に努めます。</li> </ul>



現況と課題

市民の生活圏の広がりには単一自治体で完結するものではなく広域化しており、各市町村が直面している少子高齢化や交流人口の拡大等、共通的に取り組むべき行政需要が発生してきています。また、最近においては災害等の緊急時の対応の視点からもその必要性が高まり、今後、ますます広域行政や広域連携が重要となってきます。

本市は、宿毛市とともに幡多地域定住自立圏の中心市として役割を有するとともに、幡多広域市町村圏事務組合において、これまで、ごみの共同処理や消費生活センターの設置・運営など、効率的かつ専門的な事務処理を進めているほか、観光分野においても連携を強化しています。

また、県内の人口や都市機能が集中・集積する高知市と県内全市町村が連携し、県内全域を一つの圏域として「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」及び「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」に関する各種事業を協力して行うことにより、急速に進展する人口減少の大きな波に打ち克つことを目指し、高知県の後押しも受け平成30年4月より「れんけいこうち広域都市圏」による連携事業がスタートしました。

これらの取り組みにより、各市町村が直面している少子高齢化や定住対策等の大きな課題に対し、さらなる連携体制を充実していくとともに、幡多地域を越えた交流・連携体制の充実も図っていきます。

一方で、行政間の繋がりだけではなく、市民や産業団体レベルでの交流が活発化され、文化面のみならず産業面も含めた地域活性化に繋げていく必要があります。

◆目標指標

指 標	現 況	目 標
観光入込客数	118万446人 (H30)	130万人以上
移住組数 (NPO法人経由)	31組/年 (H30)	35組/年
ホームページ多言語ページの対応言語数	0 (H30)	2か国語程度

## 主な施策

施策名	内容
1 広域行政組織の充実	<p>①広域連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幡多広域市町村圏事務組合及び定住自立圏構成自治体との幡多圏域での広域連携を進めていくとともに、新たな取り組みとして「れんけいこうち広域都市圏」での高知市を中心とした県内全域での広域連携を推進していきます。</li> </ul> <p>②共同化事務事業等の検討・促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業振興や市民サービスの向上、行政運営の効率化などを図るため、新たに共同化が可能な事務事業などを検討します。</li> </ul>
2 広域（都市）連携活動の促進	<p>①近隣市町村との連携促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・四万十川流域市町村や四国西南サミット構成市町村のほか、JR予土線、土佐くろしお鉄道の関係自治体間の連携を強め、共通課題の解決を図ります。</li> </ul> <p>②友好都市等との連携促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・友好都市との交流関係を活かし、市民レベルや産業団体レベルの交流まですそ野を広げ、文化面のみならず産業面も含めた地域活性化に繋がる仕組みづくりに努めます。</li> </ul>
3 国際交流の促進	<p>①国際交流を促進する取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市のホームページの多言語対応を進めます。</li> <li>・CIR（国際交流員）、ALT（外国語指導助手）の活躍の場を充実します。</li> <li>・国際理解を深める教育の充実を図ります。</li> </ul>

